

は対等な個点

とになる。 抜本的な改正が行われるこ 部分は、約120年ぶりに である。現行民法の債権法 会に改正案を提出する予定 筋で合意された。これを受 の改正について最終案が大法部会で民法の債権法部分 、法務省は来年の通常国 8月26日、法制審議会民

改

判所を中心とする判例が事 されていないため、最高裁 の変化に対応した変更がな 「契約」に関係する規定であ 、国民の経済活動の基本 債権法は日常生活の中の -ルである。 。しかし、時代

> 回の の指摘もある。

3点について、現行民法の 内容と比較しながら考えて 岐に渡る。ここでは、以下の 変動制導入など改正点は多 緩和、法定利率の引下げと 催化、債権譲渡禁止特約の の統一、瑕疵担保責任の明 このような状況の下 改正は、短期消滅時効 <del>今</del>

る。「意思能力」とは、自分が は、意思能力が必要とされ どの法律行為をするために てである。私たちが契約な 第一は、意思能力につい

民法債權 宣法 みたい。

## 勢

な あるにもかかわらず条文が 部分も多い け離れた規定もあり、国 いものや、通常の感覚と 。重要な規定で ルとなっている

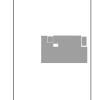
名古屋経済大学大学院 ながぬま 民法、不動産取引法。 じゅ 96 んこ

淳子氏

どにより意思能力がない る判断力をいう。認知症な 務が発生するかを理解でき できる精神的能力のこと 成立についてである。消費 上で意義深いといえよう。 り分かりやすいものとする 回の改正で明文化されるこ ため特別の条文はない。今 ては当然の前提としている 現行民法は意思能力につい がした契約は無効になる。 すると、どのような権利・義 で、例えば売買契約を締結 した法律行為の結果を判断 第二は、消費貸借契約の なり、民法の体系をよ

業者間の契約から発生する 定しており、情報力や交渉 問題に対処できていないと 力に格差のある消費者・事 印象が強い。また、現行民法 人間の契約を想 る。 銭を借 のとする改正内容といえ 民法をより分かりやすいも 現行法文の疑義を解消し、 う規定が付け加えられる。 回の改正では、書面で消費からこれを認めていた。今 密にいえば金銭消費貸借は さない。このような場合、厳 たという内容の契約書を作 すると定められている。 によって効力が生じるとい 貸借契約をする場合、合意 が、判例は後で金銭を渡し 成立していないことになる 金銭消費貸借契約が成立し かし実務において、銀行は 金銭を受け取ることで成立 行民法では借主が貸主から いればよいとして、古く した後でないと金銭を渡 りる契約であり、現

を明文化 勢を打ち出すことは重要で 約款に関し基本的なルー 規定は示されていな た。現段階で具体的な改正 ラブルの要因ともなってき に変更したりして消費者ト 迅速に処理できるというメ 定多数の相手方との契約を よっている。約款には、不特 多くの身近な契約が約款に 契約条項である。今日では 約(附合契約)で使用される を受け入れて契約するか、 容を作成し、消費者はこれ ある。「約款」とは、事業者 (特に大企業)が予め契約内 したり、事業者側が一方的 しないかの選択しかない契 ット 十分理解しないまま契約 第三は、約款についてで がある反面、消費者 し消費者保護の姿



貸借の典型は、銀行から金